

《予防規程本文の参考例》

予防規程の変更については、「災害その他の非常の場合に取るべき措置」に追加し、「風水害対策の実施計画」を添付する。

第〇条 台風、異常気象に伴う大雨、洪水、内水、高潮、土砂及び強風（以下、風水害という。）による被害の軽減を図るため「風水害対策の実施計画」に定める措置を講じること。